

## 【法務委員会】

### (1) 審議概観

第131回国会において法務委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、ともに成立した。また、本委員会付託の請願4種類42件のうち、1種類29件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官及び検察官についても、この例に準じて、その給与を改定しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、裁判官の報酬の憲法上の減額禁止規定と期末手当削減との関係、裁判官・検察官の給与改定方式の合理性と見直し等について質疑を行った。

質疑を終局した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致で可決された。

#### 〔国政調査等〕

11月8日、法務行政の基本施策について質疑を行った。

検察官及び裁判所事務官の不祥事、入国警備官の暴行問題、婚姻制度に関する民法改正要綱試案、公安調査庁の機能拡充、死刑廃止問題、監獄法の改正、外国人登録原票の保存、外国人犯罪、部落差別問題等が取り上げられた。

そのほか、11月10日、最近における外国人の不法滞在の動向と退去強制等の出入国管理業務の実情調査のため東京入国管理局第二庁舎を、また、簡易裁判所統合後の新裁判所施設の利用状況を調査するため東京家庭・簡易裁判所合同庁舎をそれぞれ視察した。

### (2) 委員会経過

○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

検察及び裁判の運営等に関する調査を行うことを決定した。

○平成6年10月27日（木）（第2回）

理事の補欠選任を行った。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第9号）（衆議院送付）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第10号）（衆議院送付）

以上両案について前田法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、最高裁判所及び人事院当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第9号）（閣法第10号）

賛成会派 自、社、新緑、公、護り、無

反対会派 なし

○平成6年11月8日（火）（第3回）

理事の補欠選任を行った。

検察官及び裁判所事務官の不祥事に関する件、入国警備官の暴行問題に関する件、婚姻制度に関する民法改正要綱試案に関する件、公安調査庁の機能拡充に関する件、死刑廃止問題に関する件、監獄法の改正に関する件、外国人登録原票の保存に関する件、外国人犯罪に関する件、部落差別問題に関する件等について前田法務大臣、政府委員、最高裁判所、総理府、労働省、警察庁及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日（木）（第4回）

請願第675号外28件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第14号外12件を審査した。

検察及び裁判の運営等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
9	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	6.10.21	6.10.21 (予)	6.10.27 可決	6.10.28 可決	6.10.21	6.10.25 可決	6.10.25 可決	
10	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	10.21	10.21 (予)	10.27 可決	10.28 可決	10.21	10.25 可決	10.25 可決	

#### (4) 成立議案の要旨

##### 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）

###### 【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額を改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 3 以上の改定は、平成6年4月1日にさかのぼって行う。

##### 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

###### 【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 3 以上の改定は、平成6年4月1日にさかのぼって行う。